

自動車認証審査部における審査の概要について

自動車認証審査部

鈴木 延昌

1. はじめに

自動車を購入し使用する際は、その自動車が安全面や環境面での基準に合致していることを運輸支局等で行われる検査により一台一台確認することになっているが、この検査を効率的に行うため、自動車、共通構造部及び自動車装置（以下「自動車等」という。）が安全・環境基準に合致しているか否かを販売前の段階で確認する「型式指定制度」が設けられている。

自動車認証審査部（以下「審査部」という。）は、型式指定制度の一環として、自動車等の安全・環境基準への適合性の確認を行う機関であり、近年は、まだ基準が定められていない先進技術の性能評価も行っている。

自動車等の審査は、基準に適合しない自動車が市場に出回ることを防止することを目的としており、厳正に行うことは当然であるが、併せて、自動車は技術革新の進展が著しく、また、国際的な流通を念頭に置いた商品であることに鑑み、合理的に行うことも必要である。

ここでは、昨今の審査部の取組を概説する。

2. 自動車認証審査部の業務実績

2. 1. 審査型式数等の実績

2023 年度の審査部における審査型式数は、自動車にあつては 1,724 型式（前年比 396 型式減）、自動車装置にあつては 921 型式（前年比 146 型式増）となっている（図 1）。

このうち、国連の「車両等の型式認定相互承認協定（1958 年協定）」に基づく、日本政府による装置型式指定認可証（E43）発行については、概ね国内で使用される突入防止装置及び大型後部反射器を除くと、2023 年度は 506 件（前年度比 167 件増）であった。

また、メーカーの設計・開発をより円滑に進めるため、審査業務に先立ち試験等を行う先行受託試験

については、2023 年度は 310 件（前年比 57 件増）の受託があつた。

2020 年度は燃費・排出ガス規制の JC08 モードから WLTC モードへの切替に対応するための申請が多かつたこと、また、2021 年度からはトラック・バス等が共通構造部型式指定制度に移行したことから、2021 年度以降については、それまでと比較して審査型式数が減少したと考えられる。

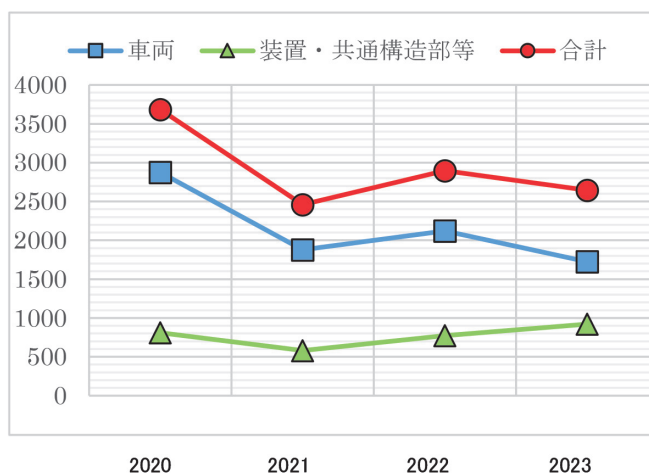


図 1 審査型式数の推移

2. 2. 新規導入基準の審査

新たに導入されることとなった以下の基準に関して、規制適用日に先立って審査を開始した。

- ・直前直左確認装置（協定規則第 166 号）
- ・大型車の直接視界（協定規則第 167 号）

2. 3. 先進安全技術の性能評価試験実績

政府が推進している「安全運転サポート車」の普及啓発のため、2018 年度に創設された先進安全技術に係る国の性能認定制度に基づき、性能評価試験を審査部にて実施している。当初導入された乗用車の衝突被害軽減ブレーキ（対車両要件）に加え、2020 年度より、対歩行者要件、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の性能認定要件が新たに追加された。これ

らの試験について、2023 年度の実績は申請自動車メーカー数は4社 評価型式数39型式であった。



図2 衝突被害軽減ブレーキ性能評価試験の様子

2. 4. 特定改造等に係る審査の実績

2020年11月に特定改造等許可制度が施行され、申請者が特定改造等を適確に実施するに足りるかどうかを審査する能力審査、プログラム等の改変により改造された自動車の保安基準適合性審査を開始した。

2023年度は特定改造等能力審査を4件、特定改造等に係る保安基準適合性審査を57型式実施した。(※特定改造とは自動運行装置等のプログラムの改変・改造により自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるもの)

3. 審査体制の構築に係る取組

審査部では、中立・公正な審査を実施するため、基準の制定及び改正等の機に、審査手法の確立、職員の研修、さらに必要に応じて施設の整備を行い、審査体制を構築している。

3. 1. 粒子数(PN)規制導入への対応

自動車排出ガス専門委員会及び微小粒子状物質等専門委員会において、自動車におけるPM_{2.5}低減対策について、PM粒子数(PN)規制を導入することが適当であるとの方針が共有された。その後、環境省中央環境審議会に対してなされた第14次答申(令和2年8月)において、PN規制の導入が提言され、適用開始時期(軽油を燃料とする自動車は令和5年末まで等)が定められ、道路運送車両の保安基準改正により、令和5年10月以降に新たに指定を受けた自動車より順次適用されることとなった。

本PN規制基準対応のため、既存の排出ガス試験

装置にPN測定のための試験装置を追加で導入することで、自動車の走行時に排出されるPN数を測定できるよう整備を行った。さらに、同試験に係る職員研修を通じて審査を適切に実施できるよう準備を進めた。これらの取り組みにより、審査体制の強化に加え、申請者の利便性向上のための取り組みを行った。



図3 PN試験装置に係る研修の様子

3. 2. 審査制度の国際支援の取り組み

我が国は、WP29に参画し国際基準調和に積極的に取り組んでおり、審査部も認証試験の知見を活かして当該活動に参加している。

さらに、アジア諸国の国際基準調和への参加促進を行う国土交通省を支援するため、東南アジア地域において認証試験方法手順及び審査方法等に関する講義を行うとともにアジア地域官民共同フォーラムへの参加により、これらの国々における認証制度の理解促進に努める活動を行った。

4. まとめ

自動運転技術等の複雑で高度な新技術の導入・普及やサイバーセキュリティをはじめとする新たな視点からの基準の導入に伴い、審査に必要な知識・技術レベルが高まっている。また、基準の国際調和やIWVTAに基づく相互承認など、審査業務の国際化の必要性も増しているところである。

このような中、審査部は、適切な審査体制の保持・整備を通じて業務を確実に実施し、認証審査制度の信頼性の向上及び自動車の安全確保、環境保全等を図っていくとともに、自動車産業の成長にも十分貢献できるよう努めていく所存である。